

(新) 中央町第 1 公園整備・管理運営事業
要求水準書

令和 7 年 1 0 月

春日部市

目次

第1章	総則	1
1.	本書の位置づけ	1
第2章	基本的な条件	4
1.	設置可能な建築面積	4
2.	会之堀川・豊武川における暗渠の設置条件	4
3.	記念樹について	5
4.	モニュメントについて	5
5.	敷地境界の復元	5
6.	残置物の撤去	5
7.	雨水貯留の機能確保	6
第3章	公募対象公園施設の要求水準	7
1.	設計・建設に関する要求水準	7
(1)	設置可能な公募対象公園施設の種類	7
(2)	公募対象公園施設の設置条件	7
2.	管理運営に関する要求水準	10
第4章	特定公園施設の要求水準	12
1.	設計・建設に関する要求水準	12
(1)	特定公園施設の整備範囲	12
(2)	設計・建設に関する基本的な条件	13
(3)	設計業務に関する条件	15
(4)	建設業務に関する条件	17
(5)	工事監理業務に関する条件	22
2.	管理運営に関する要求水準	26
(1)	指定管理者による管理運営	26
(2)	範囲	26
(3)	要求水準	26
第5章	利便増進施設の要求水準	27
1.	設計・建設に関する要求水準	27
(1)	設置可能な利便増進施設の種類	27
(2)	利便増進施設の設置条件	27
2.	管理運営に関する要求水準	28

第1章 総則

1. 本書の位置づけ

本要求水準書（以下「本書」という。）は、春日部市（以下「市」という。）が、「(新) 中央町第1公園整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）を実施する設置等予定者及び指定管理予定者を選定するにあたり、市が設置等予定者等に要求する施設等の水準等を示すものです。

表 1 本事業で要求する施設一覧

公募対象公園施設	
	導入必須施設 ・ 便益施設、運動施設など法第2条第2項及び法施行規則第3条の3に規定する公園施設であって、当該公園施設から生じる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められるものとしてください。 ・ (新) 中央町第1公園の魅力向上を図り、賑わいの創出や集客につながる施設で、広場や園路などのほかの公園施設との調和が図られ、平常時、災害時問わず、それぞれの機能が融合し相乗効果を発揮できる施設を提案してください。
	任意提案施設 ・ 導入必須施設に同じ
特定公園施設	
	導入必須施設
	・ 広場
	・ 駐車場及び駐輪場
	・ その他（出入口・トイレ・ベビーカー置き場・植栽及び樹木）
	任意提案施設 ・ 上記の導入必須施設のほか、市が負担する整備費の範囲内、又は認定計画提出者の負担において、園路、広場、修景施設、休養施設など法第2条第2項及び法施行令第5条に規定する公園施設を提案することが可能です。
利便増進施設	
	導入必須施設
	・ なし
	任意提案施設 ・ 自転車駐車場、看板など法第5条の2第2項第6号及び法施行令第12条第1項に規定する物件又は施設を提案することが可能です。

図 1 及び表 2 は市が想定したものであり、公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設は、(新)中央町第 1 公園基本計画(改定版)の整備方針を踏まえて、民間事業者のアイデアやノウハウ等により自由に提案できるものとします。



表 2 各ゾーンの整備内容のイメージ

ゾーン	各ゾーンの整備内容のイメージ	
1. エントランスゾーン	公園を象徴する エントランス	ベンチ（サークルベンチ・ロングベンチ）、 花壇、デジタルサイネージ、園名板 等
	水と緑のプロムナード	レインガーデン、ベンチ、プロムナード、 フットライト 等
2. 緑の潤いゾーン	敷地外周の緑地帯	花壇、花木、 モニュメント(旧公園に設置されていたもの)等
3. みんなの遊具ゾーン	こどもたちを見守る 休憩施設	縁台（屋根下）、パーゴラ、 ロングベンチ（パーゴラ下） 等
	屋根付き広場・遊具	屋根付き広場、複合遊具（屋根下）、 ふわふわドーム（屋根下）、床下噴水、 ゴムチップ舗装 等
4. まちのリビングゾーン	芝生広場	芝生広場（張芝）、ベンチ、ロングベンチ、 縁台 等
	屋根付きスペース	屋根付きスペース 等
5. くつろぎゾーン	休憩施設	縁台、パーゴラ、ベンチ（パーゴラ下）、 シェルター、ロングベンチ（シェルター下）、 花壇 等
6. 健康広場ゾーン	健康広場	—
7. 駐車場ゾーン	駐車場	駐車場、駐車場ゲート
	駐輪場	駐輪場
8. 公園全般	園路	園路舗装 等
	樹木及び植栽	中低木 等
	トイレ	男性用（大1・小1）、女性用（2）、 多目的（1）
	インフラ設備	給水設備、雨水排水設備、汚水排水設備、 電気設備 等
	運動施設	小規模な球技ができる運動スペース （3×3 バスケットボールコート 等）
	防災施設	かまどベンチ、マンホールトイレ、 災害対応ファニチャー、 デジタルサイネージ 等
	その他の施設	公園への常時出入口、ベビーカー置場、 グリーンインフラ、一次貯留機能、 照明付きソーラー式 USB 電源・AC 電源、 ソーラー式 wi-fi 等

第2章 基本的な条件

1. 設置可能な建築面積

- ・都市公園区域内に設置可能な公園施設の建築面積の上限は、次の表3「建ぺい率の上限値【特例・通常】と想定公園施設（建築物）、設計・整備費の負担（想定）の想定イメージ」のとおりです。

表3 建ぺい率の上限値【特例・通常】と想定公園施設（建築物）、設計・整備費の負担（想定）の想定イメージ

建ぺい率の上限値【特例・通常】			想定公園施設 (建築物)	設計・整備費の負担（想定）		
	割合 (%)	建築 面積 (㎡)		市	民間	備考
特 例	仮設公園施設 (施行令第6条第1項第4号)	2	260	防災パーゴラ 等	○ ○	設計・整備費相当額を市が事業者に支払う ※公募設置管理制度(Park-PFI)により、一部民間の負担とすることを考慮
	高い開放性を有する建物 (施行令第6条第1項第3号)	10	1,300	屋根付きベンチ、 屋根付き広場 等	○ ○	同上
	休養施設、運動施設、教養施設、 防災応急対策に必要な施設 (施行令第6条第1項第1号)	10	1,300	防災倉庫 等	○ ○	同上
	公募対象公園施設 (規則第3条の3)			飲食、物販施設、 立体駐車場 等	○	休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、 便益施設、その他施設に関する任意提案
通 常	(法第4条第1項)	2	260	トイレ 等	○ ○	設計・整備費相当額を市が事業者に支払う ※公募設置管理制度(Park-PFI)により、一部民間の負担とすることを考慮

※「建築面積(㎡)」については、計画敷地の約1.3haに対する概数となります。

出典：(新)中央町第1公園基本計画(改定版)

2. 会之堀川・豊武川における暗渠の設置条件

- ・(新)中央町第1公園と市役所通りの間には、会之堀川と豊武川が位置しています。
- ・会之堀川については、令和8年度末までに全面暗渠化され、上部は歩道として利用する予定です。
- ・豊武川については、水利組合が所有しており、本公園への出入口として暗渠を設置するには水利組合の許可が必要となります。
- ・本公園の計画にあたっては、地域の回遊性を向上させるため、メインエントランスとして市役所通りから本公園への主動線を構築するとともに、以下の条件を踏まえて市役所通り側の出入口（豊武川に設置する暗渠）の位置及び延長を提案してください。

(図2参照)

<設置条件>

- ・本公園における市役所通りの接道延長は約130mです。
- ・会之堀川は全面暗渠化されますが、暗渠の構造上の理由により公園の両端部から15mの範囲は人と自転車だけの動線とし、自動車が横断する計画は不可とします。自動車動線は当該範囲を除く約100mの範囲に計画してください。

- ・豊武川に設置する暗渠の総延長は最大で 31mまでとし、複数箇所の出入口とすることも可能です。(例：15m+16m、10m+10m+11m)
- ・豊武川に設置する暗渠の総延長が 31m を超える提案となる場合は、市と水利組合により、改めて、協議することとします。
- ・豊武川に設置する暗渠の施工は、本事業の業務範囲に含まず、別途市が行いますが、この施工区域が本事業区域と隣接することから、施工方法等については、改めて、協議することとします。

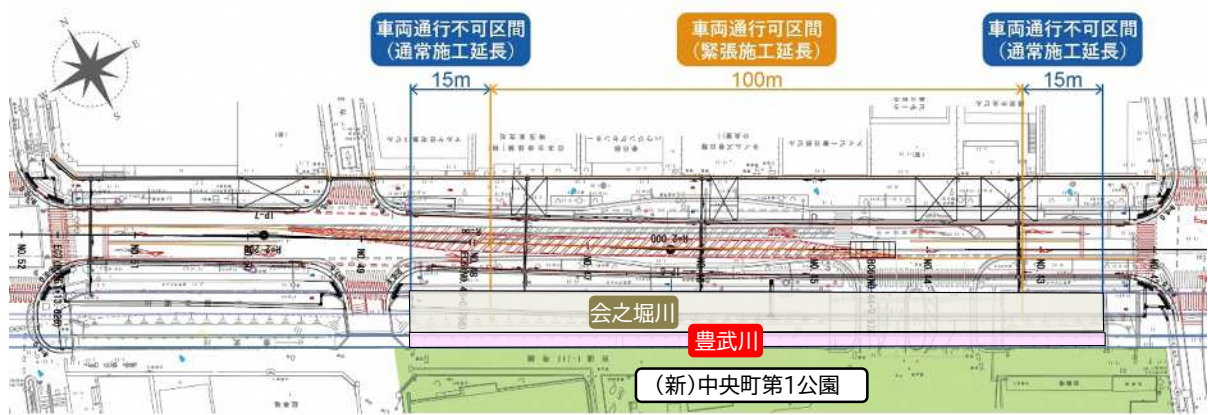


図 2 会之堀川・豊武川における暗渠の設置条件

3. 記念樹について

- ・計画地に残置されている樹木（春日部市人口 10 万人の記念樹）について、樹勢などを考慮し、公園内でその位置を検討してください。

4. モニュメントについて

- ・計画地に残置されているモニュメント（母子像、区画整理完成記念碑）について、公園内でその位置を検討してください。

5. 敷地境界の復元

- ・敷地境界については、市と協議及び十分な確認を行い、引照点を取って復元してください。

6. 残置物の撤去

- ・その他、旧庁舎跡地の残置物などについては、「参考資料 6：基準点位置図・解体残置物（建築基礎等）位置図及び参考資料 7：計画地盤高図・解体残置物（その他）位置図」を参照してください。

- ・なお、施設計画を行うにあたっては、一部残置物があることに留意していただき、必要に応じて事業者の負担で残置物を撤去してください。

7. 雨水貯留の機能確保

- ・雨水の河川や水路等への流出を軽減、遅延させるため、公園内に平面貯留や多様な機能を発揮するグリーンインフラなどにより、1ヘクタールあたり500立方メートルを一時貯留する提案をしてください。なお、レインガーデン等により、上記の一時貯留の貯水容量を確保する提案とすることも可能です。

第3章 公募対象公園施設の要求水準

1. 設計・建設に関する要求水準

(1) 設置可能な公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法第2条第2項に規定されている公園施設及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所であり、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充当できるものとします。

また、公募対象公園施設は、(新)中央町第1公園の魅力向上を図り、賑わいの創出や集客につながる施設で、園内の広場や園路などの公園施設との調和が図られ、平常時、災害時問わず、それぞれの機能が融合し相乗効果を発揮できる施設を提案してください。

(2) 公募対象公園施設の設置条件

公募対象公園施設の設置にあたっては、以下の条件を満たすものとします。

1) 設置可能な場所

- ・事業区域の範囲(約1.3ha)で適当な設置場所を提案してください。複数箇所とすることも可能です。ただし、公園内では、災害時の一時避難所や災害時緊急離着陸場としても使用できるような、まとまった広場を確保できるような配置としてください。

2) 設置可能な建築面積等

- ・都市公園区域内に設置可能な建築面積(特定公園施設を含む。)の上限は「約1,560㎡」とします。(表3参照)
- ・建築物とならない公募対象公園施設についての敷地面積の上限はありませんが、都市公園が一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることに鑑みた規模の提案としてください。

3) 基本的な条件

- ・本公園の魅力向上を図り、賑わいの創出や集客につながる施設を提案してください。
- ・園内の広場や園路などと調和が図られる施設を提案してください。
- ・公募対象公園施設は、都市公園法第2条に規定される公園施設であるため、公園施設の整備であることを十分に理解し、公園利用の増進や公園利用者の利便性の向上に資する施設を提案してください。

- ・公募対象公園施設内には、公園利用者が必要な情報を得ることができ、快適に安心して過ごせるよう、利用者からの問い合わせに一元的に対応できる機能や方法を提案してください。
- ・公園施設に該当しない施設、公園への設置がふさわしくない施設の提案は認めませんが、都市公園は、誰もが自由に利用できる公共的に開かれた場という観点から、フリースペース（公募対象公園施設の一部として建設された誰もが無料で利用できる建築空間（公募対象公園施設の建築面積に含まれるもの））を設けることも可能とします。
- ・施設のデザインや高さ、配置、素材、色彩等は、本公園の景観や周辺環境との調和に配慮したものにしてください。特に、「春日部市景観計画」に定めた内容を遵守してください。
- ・看板等の設置にあたっては、春日部市屋外広告物条例に基づき設置してください。
- ・施設や夜間照明等の配置については、夜間利用時の快適性を確保するとともに、死角や暗がりをつくらないように、公園利用者の安全性に配慮してください。
- ・公募対象公園施設はユニバーサルデザインに配慮し、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（令和4年3月、国土交通省）」や「春日部市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を遵守した設計としてください。
- ・公園施設を設置する場合は、「公園施設の安全点検に関する指針（案）（国土交通省）」を踏まえた計画としてください。
- ・遊戯施設を設置する場合は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）（国土交通省）」を踏まえた計画としてください。
- ・公募対象公園施設に必要な駐車場・駐輪場は、特定公園施設とは別に設けてください。
- ・公募対象公園施設として駐車場・駐輪場を整備する場合は、特定公園施設の駐車場・駐輪場の施設規模を踏まえた台数を設定するとともに、前面道路との出入口の位置や出入庫に伴う渋滞や事故等を回避する計画として、周辺道路の交通の円滑化と安全性の向上に努めてください。
- ・環境負荷低減、建設リサイクル等の環境保全に配慮した提案としてください。
- ・認定計画提出者は、公募対象公園施設の設計図書、工事工程表を市に提出し、確認を受けてもらいます。設計の内容が提案内容と相違する場合、市は認定計画提出者に修正を求める場合があります。
- ・認定計画提出者は、選定された設計・デザイン等を施工段階でやむを得ず変更する場合は、市と協議してください。
- ・認定計画提出者は、市に確認を受けた設計図書及び工事工程表に基づき、公募対象公園施設の整備工事を実施してもらいます。なお、公園利用者の安全上、危険と判断される場合は、市が認定計画提出者に是正を求める場合があります。

- ・認定計画提出者は、工事着手前に工事現場の運営・監理等を行う工事責任者を設置し、市に報告してください。
- ・認定計画提出者は、公募対象公園施設の工事完成後、施設が設計図書に従い建設されていることを確認する完成検査を実施してください。また、完成検査後は、その結果を市に報告し、完成通知を提出してください。なお、本市が行う完了検査の結果、整備状況が設計図書の内容を逸脱していると考えられる場合は是正を求める場合があります。

4) インフラ（電気、上下水、ガス、通信等）

- ・公募対象公園施設に関して必要となるインフラ（電気、上下水、ガス、通信等）については、認定計画提出者の負担により整備を行うものとします。
- ・インフラ設備は、原則として、特定公園施設の設備と独立して設けるものとしますが、特定公園施設等のインフラ設備から接続しても支障がない場合は、市と協議の上で接続することができるものとします。その場合、子メーター等を設置し、公募対象公園施設の使用料を区分できるようにするものとして、当該使用料に応じた料金を市に支払うものとします。なお、インフラ整備に伴い新たな引き込み等を行う際は、認定計画提出者が各インフラ管理者と協議を行い、負担金等が必要となる場合は、認定計画提出者が当該負担金等を負担するものとします。

5) 事業終了時

- ・認定計画期間が満了した後、認定計画提出者の責任及び負担において公募対象公園施設部分を撤去し、原状回復して市に返還してください。
- ・ただし、市が原状回復の必要がないと認めた場合は、この限りではありません。

2. 管理運営に関する要求水準

公募対象公園施設の管理運営にあたっては、「第4章 2. 管理運営に関する要求水準」を参照のうえ、特定公園施設と一体的に管理・運営を行ってください。

1) 施設の利用時間

- ・公園利用者の利便性を考慮し、原則通年利用としますが、定休日を設ける場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外としてください。(年末年始は定休日としても差し支えありません)。
- ・利用時間は、公園利用者の利便性のほか、周辺環境や安全面に配慮した上で自由に提案してください。ただし、提案された利用時間について、市がその妥当性を審査し、必要と認める場合は、認定計画提出者と協議の上で変更を求めることがあります。

2) 基本的な条件

- ・公募対象公園施設は、認定計画提出者が整備し、整備後も所有するものとします。
- ・公募対象公園施設の維持管理及び運営は、認定計画提出者の責任で実施し、管理運営に係る費用は認定計画提出者の負担となります。
- ・公園利用者が利用しやすく、安心・安全に配慮した管理運営を行うものとし、持続的に運営可能な事業計画を提案してください。
- ・営業時の音や振動、照明の照度、営業時間等については、周辺の環境に配慮してください。
- ・看板等の管理にあたっては、春日部市屋外広告物条例に基づき管理してください。
- ・アルコール類の販売は可能としますが、タバコの販売は認めません。また、自動販売機によるアルコール類やタバコの販売は認めません。
- ・認定計画提出者以外が主催するイベント等の開催時には、必要に応じてイベント実施に対する協力を行うとともに、地域住民や周辺環境へ配慮した運営を行ってください。
- ・年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制を提案してください。
- ・地震・火災等の災害発生時の危機管理に対応した管理運営が可能な従業員の配置体制及び連絡体制を提案してください。
- ・公募対象公園施設の運営事業の内容は、以下に該当するものは認めません。
 - ① 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
 - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する業
 - ③ 青少年等に有害な営業を与える物販、サービス提供等
 - ④ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なう事が予想される行為
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体（以下、「暴力団」という）及びその利益となる活動を行う者の活動

⑥ 上記のほか、公園利用と関連性が低く、市が必要とみなすことができないと判断する行為

- ・公募対象公園施設の運営に必要なインフラ（電気、上下水、ガス、通信等）の使用料は、認定計画提出者の負担とします。
- ・公募対象公園利用者が公園内（駐車場・駐輪場内を含む。）や周辺道路において通行人などの支障とならないように対策を行ってください。

（支障の例）

施設利用者や駐車場利用車両の待ち列による、歩車道へのはみ出し

施設利用者が使用する自転車の周辺道路等への放置

販売又は頒布した物品の広場や道路への投げ捨て

- ・特定公園施設と一体的に魅力増進を図れるような管理運営内容を提案してください。
- ・環境負荷低減、周辺の環境保全など、環境に配慮した管理運営内容を提案してください。

第4章 特定公園施設の要求水準

1. 設計・建設に関する要求水準

(1) 特定公園施設の整備範囲

事業区域の範囲（約1.3ha）を対象として、認定計画提出者が設置する公募対象公園施設及び利便増進施設の場所を除いた範囲に特定公園施設を提案してください。導入を必須とする特定公園施設は表4に示すとおりです。

以下に市が想定する導入必須施設及び備えるべき機能の内容を示していますが、市が負担する整備費の範囲内、又は認定計画提出者の負担において、本公園の賑わい創出や、日常的な利用サービス向上に資するものであることを条件に、設置場所や施設の内容・規模等を自由に提案いただくことが可能です。

表 4 導入を必須とする特定公園施設

特定公園施設		
導入必須施設		備えるべき機能
広場		①1,000 m ² 以上の芝生空間(1箇所当たり) ②運動ができる空間（芝生空間と兼用可能）
		③遊具（水遊び場を含む）で幼児から児童が遊べる空間 （雨の日や酷暑でも安心して遊べる空間） ※③は①②と兼用不可
駐車場及び駐輪場		①普通自動車用：21台 ②大型車用：1台（普通自動車用と兼用可能） ①・②の台数を上限としますが、公園全体のスペースを勘案して必要と思われる台数を提案してください ③自転車用：33台 ④バイク用：2台
その他	出入口	○常時出入口を公園敷地の四方に設置
	トイレ	○箇所数：1箇所 ○内訳：男（大1、小1）、女（2）、多目的（1） ※箇所数及び内訳は最低条件となります
	ベビーカー置き場	○利用者が見込まれる場所
	植栽及び樹木	○メイン出入口など人目に触れる箇所に『四季折々の花』 ○高木は不可

(2) 設計・建設に関する基本的な条件

1) 特定公園施設の設計・建設等に係る注意事項

特定公園施設の建設に際しては、工事の施工方法に関する法令及び下記の公的基準等の最新版に従って設計・施工してください。なお、以下の公的基準等に定めのない場合は、本市と協議のうえ適切に施工してください。

- ・公共建築工事標準仕様書－建築工事編－（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書－機械設備工事編－（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築設備工事標準図－機械設備工事編－（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書－電気設備工事編－（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築設備工事標準図－電気設備工事編－（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事管理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・機械設備工事管理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・電気設備工事管理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建設工事安全施行技術指針（平成7年5月25日建設省営監発第13号）
- ・建設工事公衆大害防止対策要綱建築工事編（平成5年1月12日建設省経建発第1号）
- ・建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日建設省経建発第3号）
- ・建築設備設計基準・同要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・グリーン庁舎計画指針及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・構内舗装・排水設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修）
- ・道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- ・舗装施工便覧（日本道路協会）
- ・道路の移動等円滑化整備ガイドライン（国土技術研究センター）
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（令和4年3月、国土交通省）
- ・都市公園技術標準解説書（一般社団法人日本公園緑地協会）
- ・防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）（国土交通省）
- ・造園施工管理法規編（一般社団法人日本公園緑地協会）
- ・造園施工管理技術編（一般社団法人日本公園緑地協会）
- ・公園施設の安全点検に関する指針（案）（国土交通省）
- ・都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）
- ・遊具の安全に関する規準（一般社団法人日本公園施設業協会）

- ・公園緑地工事共通仕様書（国土交通省）
- ・公園緑地工事施工管理基準（国土交通省）
- ・公園緑地工事標準歩掛（国土交通省）
- ・公園緑地工事数量算出要領（国土交通省）
- ・埼玉県土木工事共通仕様書（埼玉県）
- ・埼玉県土木工事施工管理基準（埼玉県）
- ・土木工事標準積算基準書（埼玉県）
- ・埼玉県福祉のまちづくり条例設計ガイドブック～公園～（埼玉県）
- ・春日部市建築工事特別共通仕様書

その他、本事業に必要な関係要綱、基準等

2) 基本的な条件

- ・（新）中央町第1公園基本計画（改定版）の整備方針を踏まえて、公園全体の機能的連携、維持管理に配慮した配置計画としてください。
- ・混雑時の各利用動線（通行者と公募対象公園施設待合者等）の機能性及び安全性に配慮してください。
- ・来園者が快適にくつろげるような空間を提供できる提案としてください。
- ・夜間も安全で魅力的な空間となるよう照明施設を整備してください。
- ・環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全に配慮した提案としてください。
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（令和4年3月、国土交通省）」や「春日部市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を遵守した設計としてください。
- ・多様なニーズに対応し、公園のストック効果が最大限発揮されるよう、グリーンインフラの実装、脱炭素社会の実現に向けた機能導入や、公園DX（公園の整備や管理運営におけるデジタル・トランスフォーメーション）を実現する新技術の導入など、民間ならではの新しい発想を積極的に取り入れた提案としてください。
- ・施設のデザインや高さ、配置、素材、色彩等は、本公園の景観や周辺環境との調和に配慮したものにしてください。特に、「春日部市景観計画」に定めた内容を遵守してください。
- ・認定計画提出者は、特定公園施設の設計図書、工事工程表を市に提出し、確認を受けてもらいます。設計の内容が提案内容と相違する場合は、市は認定計画提出者に修正を求める場合があります。なお、設計図書の内容が市の要求水準に満たないと判断した場合は、認定計画提出者の責任及び費用において、修正することを求めることができるものとします。

- ・認定計画提出者は、選定された設計・デザイン等を施工段階でやむを得ず変更する場合は、市と協議してください。提案内容からの大幅な変更は認めません。
- ・認定計画提出者は、市に確認を受けた設計図書及び工事工程表に基づき、特定公園施設の工事を実施してもらいます。なお、公園利用者の安全上、危険と判断される場合は、市が認定計画提出者に是正を求める場合があります。
- ・認定計画提出者は、原則として、公募対象公園施設の工事完了日までに特定公園施設の整備工事を完了してください。
- ・認定計画提出者は、特定公園施設の工事完成後、施設が設計図書に従い建設されていることを確認する完成検査を実施してください。完成検査後は、その結果を市に報告し、完成通知を提出してください。なお、本市が行う完了検査の結果、整備状況が設計図書の内容を逸脱していると考えられる場合は是正を求める場合があります。

3) 任意提案施設の要求水準

上記の導入必須施設のほか、市が負担する整備費の範囲内、又は認定計画提出者の負担において、都市公園法第2条第2項及び同法施行令第5条に適合する公園施設を提案することが可能です。

(3) 設計業務に関する条件

1) 業務期間

設計業務の期間は、令和8年度中の実施を想定していますが、公募設置等指針等を参考に認定計画提出者が計画してください。

具体的な設計業務の進め方については、以下の2)～3)などを参考に、本市と協議のうえ、業務を進めてください。

2) 実施体制

認定計画提出者は、次に規定する業務責任者及び業務担当者を配置し、組織体制と併せて業務着手前に本市に報告してください。

① 特定公園施設の設計責任者の配置

特定公園施設の設計責任者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分踏まえたうえで、次の要件を満たす者を選出してください。

- ・設計業務を一元的に管理、取りまとめることができる者
- ・必要に応じて、本市が主催する会議や委員会に出席できる者
- ・各種課題や本市からの求めに対し、的確に対応することができる者

② 特定公園施設の設計担当者の配置

- ・ 特定公園施設の設計担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこととします。
- ・ 建築物がある場合、照査担当者（一級建築士の資格を有する者）を別途配置してください。

3) 設計業務に係る留意事項

① 事前調査

事業区域や周辺状況を熟知することを目的とする各種調査を必要に応じて実施してください。

② 各種申請

設計責任者及び設計担当者（以下、「設計者」という。）は、事業スケジュールに支障がないよう、構造計算適合性判定等の工事に伴う各種申請の手続きを実施してください。また、計画通知に必要な書類を作成してください（計画通知の提出は本市が行います）。

③ 留意事項

- ・ 特定公園施設の設計業務は、公募設置等指針に示した要件を満たすほか、Park-PFI 事業に関する関係資料及び本書に基づいて実施してください。
- ・ 特定公園施設の設計責任者は、設計業務着手時に、業務工程表、業務実施体制、設計条件、毎月の設計進捗状況の報告方法（出来高表など）を含む必要事項を記載した設計業務計画書を提出して本市の承諾を得てください。なお、設計業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度、本市に変更設計業務計画書を提出し承諾を得ることとします。
- ・ 設計者は、自らの責任において設計業務の進捗管理を行い、その進捗状況について、定期的に本市に報告してください。
- ・ 設計者は、特定公園施設の整備予定地における上下水道、電力、通信等の供給状況等について、設計に必要な範囲で調査するとともに、必要に応じて関係機関との打合せを行い、本市に報告してください。
- ・ 駐車場の設計にあたっては、具体的な設置場所や車両出入口部分の処理方法等について、道路管理者である本市や警察との協議を行ってください。
- ・ 特定公園施設の設計責任者は、設計完了時に設計図書等を本市へ提出し、承諾を得てください。

- ・設計者は、特定公園施設に関する建設・譲渡契約の締結から引渡しまで、提案内容を遵守してください。なお、要求水準に変更があった場合はこの限りではありません。

④ その他必要な関連業務

上記業務のほか、必要な関連業務がある場合は適宜行ってください。なお、本市による既往調査の結果がある事項についても、認定計画提出者が追加調査を必要と判断する場合は、認定計画提出者の負担において行うこととします。

(4) 建設業務に関する条件

1) 業務期間

- ・建設業務の期間は、令和9年度～令和10年度中の実施を想定していますが、本事業対象地の供用開始時期（令和11年4月1日までに供用開始）を踏まえ、認定計画提出者が計画してください。
- ・準備工事等の着手にあたっては、工事等の内容を事前に本市に確認してください。
- ・認定計画提出者が、自己の責任に帰すことのできない事由により工期の延長を必要とした場合、その旨を市に請求することができます。この場合において、本市は認定計画提出者と協議のうえ、合理的な業務期間を定めるものとし、認定計画提出者はこれに従うものとします。
- ・具体的な建設業務の進め方については、以下の2)～4)などを参考に、本市と協議のうえ、業務を進めてください。

2) 実施体制

認定計画提出者は、次に規定する特定公園施設の施工責任者及び施工担当者を配置し、組織体制と併せて業務着手前に本市に報告してください。

① 特定公園施設の施工責任者の配置

認定計画提出者は、特定公園施設の建設業務全体を総合的に把握し調整を行う施工責任者を定め、業務の開始前に本市に届け出てください。特定公園施設の施工責任者を変更した場合も同様とします。

特定公園施設の施工責任者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出してください。

- ・施工業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
- ・必要に応じて、本市が主催する会議や委員会に出席できる者
- ・定例会議（月1回程度）及び現場定例会議（月2回程度）に出席し、かつ会議の運営ができる者

- ・現場で生じる各種課題や本市からの求めに対し、的確に対応することができる者

② 特定公園施設の施工担当者の配置

施工担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこととします。

3) 建設業務に係る留意事項

① 準備調査

特定公園施設の施工責任者は、設計及び施工にあたって必要な調査を実施する場合は、調査着手前に調査計画書を作成し、本市に提出してください。

現地作業を伴う調査を実施する際は、特定公園施設の工事監理責任者又は施工監理責任者若しくは工事監理担当者又は施工監理担当者を適切に配置してください。

② 近隣調整

- ・着工に先立ち、必要な調査を十分に行い、騒音、振動等の近隣の生活環境に与える影響を考慮し、状況に合わせ近隣対応を実施してください。また、工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫を行ってください。
- ・工事中は周辺からの苦情などが発生しないよう十分注意するとともに、万一、苦情などが発生した場合には、本市に報告するとともに特定公園施設の施工責任者又は施工担当者を窓口として、適切に対応してください。
- ・隣接する建物、道路及び公共施設等に損傷を与えないよう十分留意し、万一、工事中に汚損、破損させた場合には、本市に報告するとともに認定計画提出者の負担において補修等を行ってください。
- ・工事により周辺地域に被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合には、認定計画提出者の責任において対応してください。
- ・近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を本市に報告してください。

③ 施工計画書の提出

特定公園施設の施工責任者は、着工前に施工計画書を作成し、特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者の承認を得た上で、本市に提出してください。

④ 施行中の留意事項

ア) 工程表の作成

施工責任者は、次に示す施工業務に関する工程表を適切な時期に本市に提出してください。

- ・全体実施工程表
- ・月間工程表

- ・週間工程表
- ・工種別工程表
- ・生産計画工程表

イ) 各種図面の作成

施工責任者は、総合図、製作図、施工図、完成図等を作成してください。

ウ) 仮設計画図の作成

施工責任者は、全体の仮設計画図（仮囲い等）及び工種ごと（掘削時、荷揚げ時など）の仮設計画図を作成してください。

エ) 工事状況の説明・報告

- ・施工責任者は、工事状況を本市に毎月報告するほか、必要に応じ工事の事前説明及び事後報告を行ってください。
- ・本市は、いつでも工事現場における施工状況や工事の進捗状況の確認を行うことができるものとします。

オ) 工事により発生する廃材、廃棄物、建設発生土等の処理

- ・施工責任者は、工事により発生した廃棄物等について、法令等に定められたとおり適切に処理してください。
- ・施工責任者は、工事により発生する廃材等については、積極的に再利用できるようにしてください。

カ) 資機材の先行発注

施工責任者は、工事着工に先立ち資機材を発注する場合は、発注しようとする資機材の内容について、原則として発注する7日前までに本市に提出し確認を受けてください。

キ) 作業日・作業時間の遵守

工事の作業日・作業時間については、以下の考え方を目安としますが、工事着手前に、本市や近隣等に確認・調整を行い、対応を決定するものとします。

- ・作業時間は、概ね午前8時30分から午後5時までを基本とします。
- ・大きな騒音・振動を伴う作業は、事前に近隣に周知、連絡するなど、十分配慮して行ってください。
- ・土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始休暇（閉庁日）は休日とします。やむを得ず作業を行う場合は、休日作業承諾願いを本市に提出し、承諾を得ることとします。なお、休日作業にあたっては、本市と協議の上、極力音の出る作業を行わないこととし、近隣へ事前に周知、連絡するなど十分配慮してください。

ク) 工事車両の通行に係る安全管理

- ・工事車両計画は、近隣地域等の安全を十分確保した計画とし、事前に本市との協議・調整を行ってください。
- ・工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等との打合せを行い、運行速度や適切な交通誘導員の配置、案内看板の設置、道路の清掃など十分に配慮してください。
- ・交通誘導員は工事車両の出入口ごとに適切な人数を配置することとします。また主要資材搬入時など、特に工事車両の運行量が増加する場合は、特に配慮して人数の配置を行うこと。
- ・工事車両は事業区域内に駐車することとします。ただし、事業区域内に駐車できない場合は、適切な駐車場を確保してください。

ケ) 工事現場の管理等

- ・現場事務所を設置し、作業時間中は現場職員を適切な人員を常駐させるとともに、作業期間中はいつでも連絡が取れる状態にしてください。
- ・建設工事を実施する範囲を仮囲いで確実に区画し、区画外に建築資材の仮置きや駐車をしないようにしてください。
- ・周辺地域の環境に配慮して、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めてください。
- ・夜間等における不法侵入を防止するなど、工事範囲内の保守管理を行ってください。

コ) 工事用電力等

- ・工事用電力は原則として認定計画提出者が電力会社と個別に契約し、外部から引き込んでください。ただし、それにより難しい場合は本市と協議することとします。
- ・工事用通信回線は認定計画提出者が通信業者と個別に契約し、外部から引き込んでください。ただし、それにより難しい場合は本市と協議することとします。
- ・工事用給排水は原則として認定計画提出者が水道事業管理者等と個別に契約し、外部から引き込み又は接続してください。ただし、それにより難しい場合は本市と協議することとします。

サ) 施工中の安全管理

- ・施工中は、「建築工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」等に従い、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めてください。また、同指針等に従うだけでなく、第三者災害の防止対策を事前に十分に検討の上、実施してください。
- ・事業区域周辺の歩行者等の安全確保に留意してください。
- ・第三者災害防止対策として、適切な安全誘導員や警備員の配置、工事作業員の新規入場者教育、現場安全パトロールの実施などを徹底し、工事によるトラブルや事故が起きないように努めてください。

- ・火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講じてください。
- ・シンナー等の薬品の管理については、工事現場、倉庫などでの保管を厳重に行い、また、車両に積載した状態でその場を離れる場合は、盗難防止措置を講じてください。
- ・工事現場の安全管理において、電気、ガス、給排水、その他危険箇所等の巡視を定期的に実施し、本市に報告してください。

4) 備品等の設置

各種什器備品の製作及び設置は、工事に併せて行ってください。認定計画提出者は、購入予定の備品等リストを作成し、事前に本市の承認を得ることとします。

① 特定公園施設の施工責任者及び施工担当者による完成検査

- ・機器や器具、備品などの試運転や検査を実施してください。
- ・完成検査及び機器や器具、備品などの試運転、検査については、それらの実施日の14日前に、特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者並びに本市に書面で通知してください。
- ・本市は、特定公園施設の施工責任者及び施工担当者が実施する完成検査及び、機器などの試運転等に立ち会うことができるものとします。
- ・特定公園施設の施工責任者及び施工担当者は、特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者並びに本市に対し、完成検査及び機器などの試運転等の結果について、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告してください。

② 本市による完了検査

本市は、特定公園施設の施工責任者及び施工担当者による完成検査、試運転等の終了後、施設について、以下の方法により完了検査を実施するものとします。

- ・本市は、特定公園施設の施工責任者及び施工担当者の立会いの下で完了検査を実施します。
- ・特定公園施設の施工責任者及び施工担当者は、施設等及び備品の取扱いに関する本市への説明を実施してください。
- ・本市は、公募設置等指針、本書及び認定計画提出者の提案内容を逸脱していないことを確認し、合格であると判定すれば、完了検査通知書を発行します。
- ・認定計画提出者は、この完了検査通知書を受領した後、完了図書とともに特定公園施設を本市に引き渡してください。完了図書は、設計図書等一覧に定めるとおりとします。

③ 再検査

特定公園施設の施工責任者及び施工担当者は、本市による完了検査の結果が不合格となった場合は、本市の指示に従って是正、手直し等を行い、再度検査を受けてください。

④ 施工業務完了手続き

特定公園施設の施工責任者及び施工担当者は、本市による完了検査後、遅滞なく建築基準法第7条第5項及び第7条の2第5項に規定する検査済証、引継書を本市に提出するとともに、必要となる諸手続を完了してください。また、認定計画提出者は、業務完了後速やかにコリンズ登録を行ってください。

(5) 工事監理業務に関する条件

1) 業務期間

本事業対象地の供用開始時期（令和11年4月1日までに供用開始）を踏まえ、業務期間を設定してください。

なお、具体的な工事監理業務の進め方については、以下の2)～3)などを参考に本市と協議のうえ、業務を進めてください。

2) 実施体制

認定計画提出者は、次に規定する特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理担当者を配置し、組織体制と併せて業務着手前に本市に報告してください。工事監理責任者と施工監理責任者との兼務を認めますが、特定公園施設の工事監理業務については、建設業務を行う者以外が担うものとします。

① 特定公園施設の工事監理責任者の配置

特定公園施設の工事監理責任者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出してください。

- ・ 建築工事の工事監理業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
- ・ 定例会議（月1回程度）及び現場定例会議（月2回程度）に出席し、かつ、会議の運営ができる者
- ・ 現場での各種立会いを実施し、その施工状況及び品質について適切な判断ができる者
- ・ 必要に応じて、本事業に関して本市が主催する会議や委員会に出席できる者
- ・ 現場で生じる各種課題や本市からの求めに対し、的確に対応することができる者

② 特定公園施設の施工監理責任者の配置

特定公園施設の施工監理責任者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出してください。

- ・ 土木工事の施工監理業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者

- ・定例会議（月 1 回程度）及び現場定例会議（月 2 回程度）に出席し、かつ、会議の運営ができる者
- ・現場での各種立会いを実施し、その施工状況及び品質について適切な判断ができる者
- ・必要に応じて、本事業に関して本市が主催する会議や委員会に出席できる者
- ・現場で生じる各種課題や本市からの求めに対し、的確に対応することができる者

③ 特定公園施設の工事監理担当者及び施工監理担当者の配置

必要に応じて、工事監理責任者及び施工監理責任者を補佐する工事監理担当者及び施工監理担当者を配置してください。特定公園施設の工事監理担当者及び施工監理担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこととします。

3) 工事監理業務に係る留意事項

① 業務計画書の提出

特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、工事監理業務着手時に、業務工程表、業務実施体制、工事監理条件、毎月の工事監理進捗状況の報告方法（出来高表など）などの必要事項を記載した工事監理業務計画書を提出して本市の承諾を得てください。なお、工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、本市と協議することとします。

② 設計図書の内容の把握

- ・特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まりなどを発見した場合には、本市に報告し、特定公園施設の設計責任者に確認してください。
- ・特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、特定公園施設の施工責任者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能などを含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて本市及び設計責任者に確認の上、回答を特定公園施設の施工責任者等に通知してください。

③ 設計図書に照らした施工図などの検討及び報告

- ・特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、設計図書の定めにより、特定公園施設の施工責任者等が作成し、提出する施工図（現寸図・工作図などをいう。）、材料、製作見本、見本施工などが設計図書などの内容に適合しているか検討し、本市に報告してください。また、施工図の検討をより効率的に行うために、特定公園施設の施工責任者が作成する総合図についても検討してください。

- ・特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、設計図書の定めにより、特定公園施設の施工責任者等が提案又は提出する工事材料、設備機器（当該工事材料、設備機器などに係る製造者及び専門工事業者を含む。）、それらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、本市に報告してください。

④ 施工と設計図書との照合及び確認

- ・特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、特定公園施設の施工責任者等の行う施工が設計図書の内容に適合しているかについて、対象工事に応じた合理的方法により確認し、本市に報告してください。併せて、建築基準法及び建築士法による工事監理者並びに建設業法による監理技術者として必要な法手続等を行ってください。

⑤ 設計図書の内容に適合していることが確認できない場合の措置

- ・特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、施工や施工図などが設計図書の内容に適合していることが確認できない場合、直ちに特定公園施設の施工責任者等に対してその旨を指摘するとともに、特定公園施設の施工責任者等に対し補修を求めるべき事項等を検討し、本市に報告してください。なお、特定公園施設の施工責任者等の行う施工が設計図書の内容に適合していない場合は、特定公園施設の施工責任者等に対し直ちに補修を指示し、その旨を本市に報告してください。
- ・特定公園施設の施工責任者等が必要な補修等を行った場合は、これを確認し、その内容を本市に報告してください。なお、設計図書のとおりに補修できない場合には、特定公園施設の施工責任者等があらかじめ書面で報告し、特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者はそれに係る必要な事項を検討し、本市及び特定公園施設の施工責任者等と協議することとします。

⑥ 工事監理状況の報告

- ・特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、工事監理の状況を記録した工事監理業務報告書を、本市に提出し確認を受けてください。
- ・特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、毎月の工事監理業務の進捗状況を翌月の 5 日（ただし、連続した休日等の場合は翌日とする。）までに、監理月報により本市に報告してください。
- ・特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、特定公園施設の施工責任者等が提出する工事履行報告書の内容について、その内容が適切であることを確認し、結果を本市に報告してください。
- ・特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、業務完了の通知を行うまでに、業務完了報告書及びその他書類等（工事監理報告書）を本市に提出してください。

⑦ 各施工段階における検査の方法

各施工段階における検査については、次の確認方法とします。なお、材料検査及び製品検査は、原則として現場にて確認してください。現場検査が困難な場合は、工場検査又は書類検査による確認とします。

- ・ 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、試験、目視、計測の各行為の現場立会いによる確認を行ってください。
- ・ 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、特定公園施設の施工責任者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面による確認を行ってください。
- ・ 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、工事に使用する材料及び製品の品質数量等について検査し、不合格品については、遅滞なく場外に搬出させ、本市に報告してください。
- ・ 検査について、「第4章 1. 設計・建設に関する要求水準」に示す法令及び公的基準等を参考に、建築工事は建築に関する仕様書、土木工事については土木に関する仕様書に基づき実施してください。

⑧ 定例会議の運営業務

特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、本市、特定公園施設の設計責任者、特定公園施設の施工責任者、公募対象公園施設の設計及び施工責任者を含めた定例会議を月1回開催してください。また、特定公園施設の施工責任者及び施工担当者、公募対象公園施設の設計及び施工責任者と実施する月2回程度の現場定例会議を運営し、その結果を定例会議議事録に取りまとめてください。

⑨ 監理に係るその他業務

特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、完成図等が現場と整合していることを確認してください。必要に応じて、整備業務における完成図作成の指導を行ってください。

2. 管理運営に関する要求水準

(1) 指定管理者による管理運営

市は、認定計画提出者を特定公園施設の指定管理者として指定することを予定しています。

指定管理業務に係る管理運営経費は、市から支払う指定管理料（管理委託料）のほか、公園施設の利用者が支払う利用料、イベント等から得られる自主事業収入、公募対象公園施設、利便増進施設からの収益等の還元を想定しています。

(2) 範囲

指定管理業務の対象となる範囲は、事業区域から公募対象公園施設及び利便増進施設の場所を除いた範囲とします。

(3) 要求水準

指定管理業務の仕様については、「(新) 中央町第1公園指定管理業務仕様書及び特記仕様書」に記載しています。

第5章 利便増進施設の要求水準

1. 設計・建設に関する要求水準

(1) 設置可能な利便増進施設の種類

利便増進施設は、都市公園法第5条の2第2項第6号に規定されている自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の政令で定める物件又は施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められる施設とします。

(2) 利便増進施設の設置条件

本事業においては、利便増進施設の設置は、任意提案とします。

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、以下のとおりとします。

なお、掲出の可否や、設置の場所や規模、デザインや使用材料等については、認定計画提出者の提案により市との協議のうえ決定するものとします。

また、認定計画者は公園設置前に、行政財産目的外使用許可、公園設置後は都市公園占用許可を受け、所定の額を市に納入してください。

1) 自転車駐車場

- ・認定計画提出者は、特定公園施設として整備する自転車駐車場のほかに、地域住民の利便の増進に寄与するなどのための自転車駐車場を設けることを可能とします。
- ・利便増進施設として自転車駐車場を整備する場合は、特定公園施設として整備する駐輪場の位置、台数を考慮した計画としてください。
- ・自転車駐車場の設置にあたっては、公園の景観等に配慮してください。

2) 看板・広告塔

- ・対象区域においては、公園の管理運営上に必要な屋外広告物（管理用広告物、道標、案内図板等）、地域における催しに関する情報提供や、公園内の公募対象公園施設等に関する自家広告物（店名若しくは営業の内容を表示するもの）のみ設置が可能です。これ以外の本事業に関連がない一般広告物については、掲出を禁止とします。
- ・看板・広告塔の設置にあたっては、春日部市屋外広告物条例に基づき設置してください。

2. 管理運営に関する要求水準

利便増進施設の管理運営にあたっては、「第3章2. 管理運営に関する要求水準」を参照のうえ、公募対象公園施設と一体的に管理・運営を行ってください。

1) 施設の利用時間

- ・利用時間は、地域住民の利便性のほか、周辺環境や安全面に配慮した上で自由に提案してください。ただし、提案された自転車駐車場などの利用時間について、市がその妥当性を審査し、必要と認める場合は、認定計画提出者と協議の上で変更を求めることがあります。

2) 基本的な条件

- ・利便増進施設は、認定計画提出者が整備し、整備後は、認定計画提出者が占有するものとしします。
- ・利便増進施設の維持管理及び運営は、認定計画提出者の責任で実施し、管理運営に係る費用は認定計画提出者の負担となります。
- ・音や振動、照明の照度、利用時間等については、周辺の環境に配慮してください。
- ・利便増進施設利用者が公園内や駐車場、周辺道路において通行人などの支障とならないように対策を行ってください。
- ・看板・広告塔の管理にあたっては、春日部市屋外広告物条例に基づき管理してください。